



熱中症は、暑く湿った環境で過ごした時などに発生します。

熱中症を予防し、暑い夏を元気に過ごしましょう。

1. 喉が渇いていなくても、こまめに水分補給をしましょう。
2. 日頃から暑さに備えた体づくりと体調管理をしましょう。
3. 上手にエアコンや扇風機を使い、部屋の中を涼しくしましょう。
こまめな換気も忘れずに。
4. 屋外で人と2m以上（十分な距離）離れている時はマスクを外しましょう。

【問合せ】四日市市 健康づくり課 ☎ 354-8291

こども子育て交流プラザへ遊びに行こう！！

こども子育て交流プラザは、年末年始を除き毎日開館しています。ぜひ、ご来館ください！！

【主なイベント日時・内容】

6月5日 (日)	10:00~11:15	よかパパひろば みんなで一緒に楽しく遊ぼう。	対象：どなたでも 定員：当日先着10組
6月14日 (火)	9:30~11:00 (受付終了時間 10:30)	赤ちゃん広場 体重測定や助産師に発育相談ができます。	対象：0歳~18か月、出産予定の人 定員：当日先着10組 持ち物：母子手帳、バスタオル
6月19日 (日)	15:30~16:30	手形カードをつくろう 家族で手の大きさをくらべをしよう。 お子さんの成長記録にもなります。	対象：どなたでも 定員：当日先着15組 (1家族1枚)
6月29日 (水)	15:30~16:30	ヘビじゃんけん ヘビじゃんけんに勝ってここポイントを集めよう。	対象：小学生 定員：当日先着16名

【料 金】無料

【問合せ】こども子育て交流プラザ（東新町26番32号 橋北交流会館4階）

☎ 330-5020 FAX 334-0606 HP <https://cocoplaza-yokkaichi.jp/>

毎年6月1日は「人権擁護委員の日」です

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権にかかわる活動をしている民間のボランティアです。全国に約14000人、四日市市には18人の委員がいます。地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者を救済したり地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったりしています。

人権についてお困りやお悩みの際は、以下の人権相談電話をご利用ください。新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見や差別、いじめ等の人権相談も受け付けています。

みんなの人権110番（全国共通） 0570-003-110

※おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

（平日 8:30~17:15）

インターネット人権相談窓口 <https://www.jinken.go.jp/>

※相談フォームに必要事項を記入して送信すると、最寄りの法務局から後日、メール、電話又は面談で回答があります。



人権相談窓口



子育てを地域で支えあう 四日市市ファミリー・サポート・センターからのお知らせ

「依頼会員講習会と新規登録会」のお知らせ

ファミリー・サポート・センターの仕組みと趣旨について、また子どもの置かれている状況等を良く理解していただくために、依頼会員向けの講習会を実施しています。

新たに依頼会員として登録される人はもちろん、すでに利用されている人で未受講の人も、受講してください。

【日 時】 6月25日(土)13:00~16:00(講習会のみの方は14:30終了)

*講習会終了後、希望される人は依頼会員の登録手続きをいたします。

【場 所】 三浜文化会館 2階 視聴覚室(海山道一丁目1532番地1)

【定 員】 20名程度(先着順に受け付けます)

【申込方法】 下記の電話にてお申し込みください。

【保 育】 あり/無料 ※事前にお申し込みください。

【問 合 せ】 四日市市ファミリー・サポート・センター ☎ 323-0023
(NPO法人体験ひろば☆こどもスペース四日市内)

ファミリー・サポート・センターの利用料等が変わります

7月1日(金)利用分からファミリー・サポート・センター利用料を改定します。

また、新たに多子世帯・多胎児世帯・ひとり親等世帯等を対象として利用料を補助する制度が始まるほか、事前打ち合わせを行っていただいた援助会員みなさんに、謝礼として図書カード(500円/回)をお渡しします。(※依頼会員の負担はありません。)

■利用料の改定

利用形態	利用時間帯	利用料	
		改定前(~6/30)	改定後(7/1~)
通常利用 ※日・祝・年末年始も同様	7:00~19:00	700円/時	800円/時
	19:00~翌7:00	800円/時	900円/時

■多子世帯等へ利用料の半額を補助

【補助対象】 多子世帯・多胎児世帯・ひとり親世帯・生活保護受給世帯・市民税非課税世帯

【補 助 額】 利用料×1/2

※交通費、食事代、キャンセル料等実費負担分は対象外。

※これまでのきょうだい割引については、引き続き適用します。

【申請手順】 ①補助登録申請書をこども未来課へ提出

②補助対象と認められた人は、7月利用分より4半期ごとに交付申請書兼請求書をこども未来課へ提出

【問 合 せ】 こども未来課 子育て支援係

☎ 354-8069 FAX 354-8061

E-mail: kodomomirai@city.yokkaichi.mie.jp

市ホームページ



新・増築の家屋調査にご協力ください

令和4年1月2日以降に、家屋を新築または増築した人には、市役所資産税課から家屋調査の手紙をお送りします。この調査は、来年度の固定資産税・都市計画税の課税の基礎となるものです。手紙が届きましたら調査にご協力をお願いします。

また、相続・売買・贈与などにより未登記の家屋の名義変更をした場合は、「家屋補充課税台帳登録者の変更届」の提出が必要です。家屋を取り壊したときもご連絡をお願いします。

【問合せ】 資産税課 家屋係 ☎ 354-8135 FAX 354-8309

